

高病原性鳥インフルエンザ発生予防のための消毒命令について

高病原性鳥インフルエンザの野鳥への感染や、北海道・新潟県の養鶏農場における発生が確認されており、群馬県内の養鶏農場でも発生リスクが高まっています。

このような状況を踏まえ、群馬県では発生予防対策を徹底するため、すべての家きん（採卵鶏、肉用鶏など）飼養者に対して、家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒を命令します。

1 命 令 日

令和7年11月10日（月）

※同日付で群馬県報に登載

2 命令期間

令和7年11月13日（木）から令和8年3月31日（火）まで

3 対象農場数

462戸

4 命令の内容

消石灰の農場内散布

※同等の効果が認められる方法（消毒薬の散布）への代替も可

5 その他

飼養衛生管理の徹底を図るため、群馬県では飼養羽数100羽以上の農場に対し、農場消毒用の消石灰を配布しています。